

補助金額（上限額）

保護者の属する世帯につき熊本市保育所における保育等に関する規則別表第1の利用者負担額の適用があるとした場合における階層区分	3歳未満児
第3階層	13,500
第4階層	12,500
第5階層	10,500
第6階層	7,500
第7階層	5,000